

## 佐賀市健康づくり計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 佐賀市健康づくり計画（以下「計画」という。）の策定に際して、広く市民の提言や意見を健康づくりに生かすため、本市に佐賀市健康づくり計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画作成に必要な情報の収集、整理及び提供に関すること。
- (2) 計画原案の作成に関すること。
- (3) その他計画作成事業に関して必要なこと。

### (組織)

第3条 策定委員会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、健康づくりに係わる各種市民団体の代表者、学識経験を有する者及び公募した者等で構成する。

### (委員の任期)

第4条 策定委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 この策定委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 委員長は委員の互選によって選出し、副委員長は委員長の指名により選出する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議に際しては、委員長が議長職を務める。

2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、保健福祉部（健康づくり課）が行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

2 策定委員会は、計画の策定完了により、解散するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。